



## 5 育児

### 5-3 そのほか

#### (1) 一時保育

一時保育とは、週に1~3日間断続的に働いていたり、病気や出産による入院・介護などで一時的に家庭での保育が困難になったりしたとき、子どもを保育所(園)が預かってくれる制度です。利用料は市区町村によって異なります。

#### (2) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助をしたい人がお互いに会員となって子育てを助け合う制度で、市区町村が設立運営しています。通院や看護、リフレッシュしたいときなどの一時預かりなどを引き受けてもらえます。1時間600円ほどの費用(市区町村によって異なります)がかかりますが、預かってほしいときに利用できるのが利点です。利用にあたっては事前に会員登録をするなどの手続きが必要です。詳しくは市区町村の役所へお問い合わせください。